

○厚生労働省告示第二百六十五号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第六号の規定に基づき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第七号の八中ヲをヨとし、ハからヲまでをホからカまでとし、ロの次に次のように加える。

- ハ 医科点数表区分番号D009の6に掲げる前立腺特異抗原（PSA）（歯科点数表第2章第3部検査通則第5号においてその例による場合を含む。）
- ニ 医科点数表区分番号D009の6に掲げるCA19-9（歯科点数表第2章第3部検査通則第5号においてその例による場合を含む。）